

草津市新クリーンセンター運転管理等業務
実施方針

平成 28 年 12 月

草津市

目次

1. 業務内容	1
1.1 業務名称	1
1.2 施設の概要等	1
1.3 公共施設の管理者の名称	2
1.4 業務の目的	2
1.5 業務概要	3
1.6 本件業務に関する主要なスケジュール	7
1.7 法令等の遵守	7
1.8 施設の権利形態	7
1.9 地域への貢献	7
1.10 委託費の構成と算出方法	7
1.11 委託費の見直し	8
2. 業務範囲	9
2.1 受託者が実施する主な業務の範囲	9
3. 入札参加資格等	11
3.1 応募者の入札参加資格	11
3.2 配置技術者の要件	12
3.3 その他	13
4. 入札参加者の募集および選定に関する事項	14
4.1 入札参加者の募集および選定スケジュール等	14
4.2 入札参加資格審査時の提出書類	14
4.3 入札参加資格審査合格後の提出書類	14
5. 審査および選定に関する事項	15
5.1 選定委員会の設置	15
5.2 落札者の決定方法	15
5.3 落札者の決定	16

5.4 審査結果の公表	16
6. 落札者決定後の手続	17
6.1 特別目的会社の設立	17
6.2 契約交渉	17
7. 受託者の責任の明確化等業務の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
7.1 基本的考え方	18
7.2 予想されるリスクと責任分担	18
7.3 業務実施状況の監視	20
8. 業務計画または契約の解釈について疑義が生じた場合における措置	21
9. 業務の継続が困難となった場合における措置	21
9.1 基本的な考え方	21
9.2 契約保証金等	21
9.3 その他	21
10. 法制上および税制上の措置並びに財政上および金融上の支援に関する事項	21
10.1 法制上および税制上の措置に関する事項	21
10.2 その他の支援	21
11. その他業務の実施に関し必要な事項	22
11.1 応募に伴う費用負担	22
11.2 実施方針に関する問合せ先	22
11.3 実施方針に関する質問期限	22
11.4 実施方針に関する質問回答	22
11.5 著作権	22

1. 業務内容

1.1 業務名称

草津市新クリーンセンター運転管理等業務（以下「本件業務」という。）

1.2 施設の概要等

(1) 業務実施場所

草津市馬場町 1200 番 25 他

(2) 対象施設の概要

本件業務における対象施設（以下「本施設」という。）の概要を表 1.1 に示す。

なお、本施設の建設工事に係る仕様書については、草津市ホームページに掲載をしているので参照のこと。掲載箇所は本実施方針の 22 ページに記載をしている。

表 1.1 本施設の概要

ごみ焼却施設	処理方式：全連続燃焼式ストーカ炉 処理能力：127t/日（63.5t/24h×2 炉） 発電出力：3,100 kW
リサイクル施設	処理対象物：びん、粗大ごみ、破碎ごみ、プラスチック製容器類、ペットボトル、陶器・ガラス 処理能力：破碎ライン 4.5t/5h びん類ライン 4.0t/5h プラスチックライン 9.0t/5h ペットボトルライン 1.5t/5h 陶器・ガラス類ライン 3.8t/5h ストックヤード：乾電池、蛍光管、古紙 等 管理・啓発棟：啓発施設、市民活動施設、市事務所棟を含む全て
その他関連施設	敷地内のその他施設（緑地、外構等を含む）

(3) 処理対象物と処理方法

本件業務における処理対象物は、市内から搬入される一般廃棄物である。処理方法並びに回収される資源物を表 1.2 に示す。

表 1.2 処理方法、回収される資源物

処理対象物	処理方法	回収資源物
焼却ごみ類	焼却後、残さを埋立処分	—
粗大ごみ（可燃性）	せん断、焼却後、残さを埋立処分	—
粗大ごみ（不燃性） 破砕ごみ類	破砕・選別後、可燃性残さは焼却し、残さを埋立処分。不燃性残さ等を埋立処分	アルミ、鉄、小型家電
飲・食料用ガラスびん類	選別後、色別に資源化	カレット
ペットボトル類	選別後、圧縮梱包	ペットボトル
陶器・ガラス類	選別後、可燃性残さは焼却し、残さを埋立処分	—
乾電池	梱包、保管	乾電池
蛍光管	梱包、保管	蛍光管
古紙類	計量、保管	古紙
プラスチック製容器類	選別後、圧縮梱包	プラスチック
空き缶類	梱包、計量、保管	空き缶

注) 処理対象物等は本実施方針公表時におけるものであり、契約期間中に変更になった場合は別途協議とする。

1.3 公共施設の管理者の名称

草津市長 橋川 渉

1.4 業務の目的

本件業務は、受託者として選定された単体企業または企業グループ（以下「受託者」という。）が、本施設に搬入される一般廃棄物について草津市新クリーンセンターにおいて適正に処理することを目的とする。

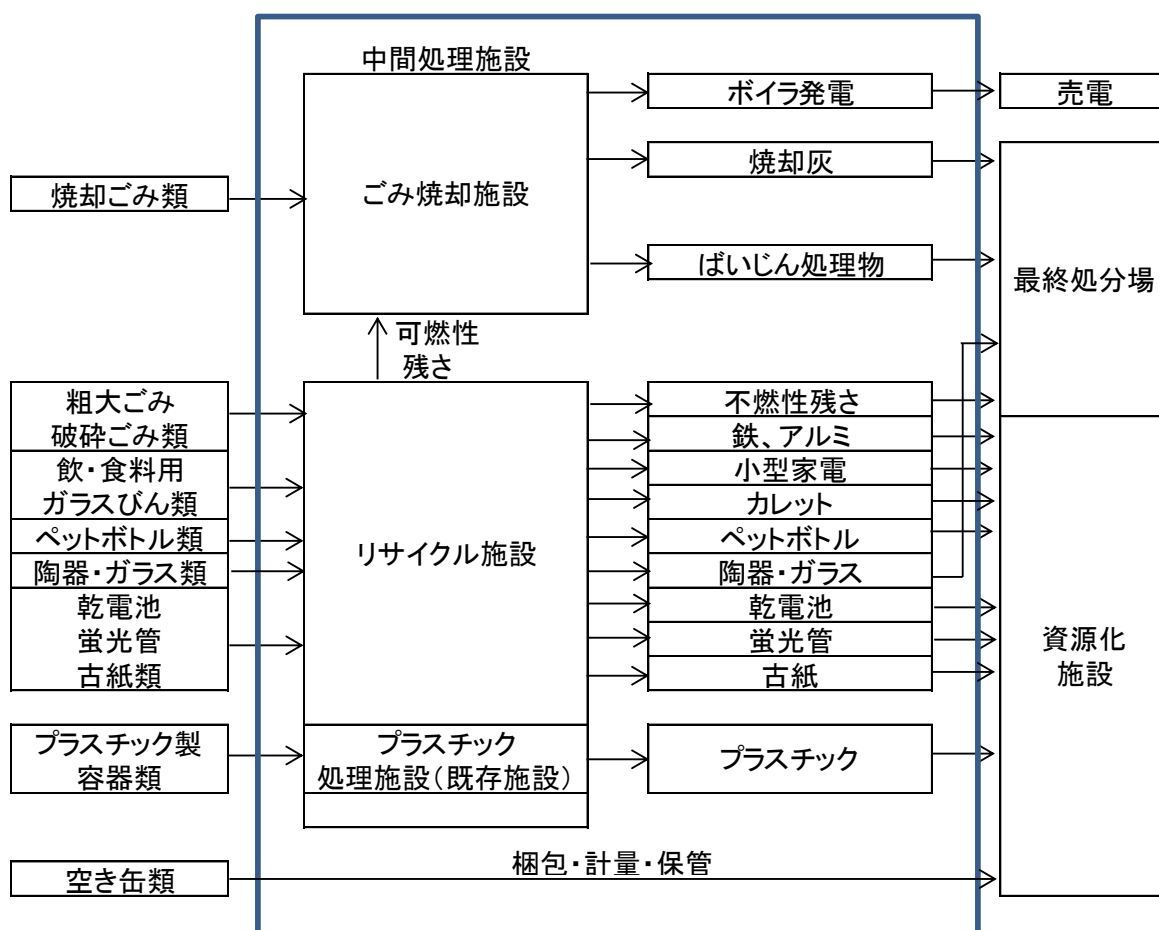
1.5 業務概要

本件業務は、本施設に関する受入管理、運転管理、用役管理、維持管理、環境管理、資源物管理、情報管理、その他関連業務を含む。本件業務の概要を表 1.3 に、本件業務の範囲を図 1.1 に示す。なお、業務範囲および詳細については、「2.業務範囲」および表 1.4 に示す。

表 1.3 本件業務の概要

受入管理	ごみの計量、記録、車両誘導、料金收受等
運転管理	本施設の運転、処理物の保管等
用役管理	用役の調達
維持管理	各設備の機能維持、点検、補修等
環境管理	環境保全基準の遵守および作業環境測定等
資源物管理	資源物の計量、積み込み、引き渡し等
情報管理	運転管理記録の整理、報告等
その他関連業務	見学者対応等

図 1.1 本件業務の範囲
本件業務の範囲



※ □の枠内が本件業務の範囲である

→:ごみおよび資源の流れ

表 1.4 業務一覧表 (1)

対象施設			業務の範囲		市	受託者		
共通	ごみ 焼却施設	リサイクル 施設						
○			計画策定業務	各種計画策定	一般廃棄物処理基本計画の策定	○		
					一般廃棄物処理実施計画の策定	○		
					全体組織計画の策定	○		
					施設への搬入計画の策定	○		
					情報管理計画の策定	○		
					運転管理計画書の作成(年間・月間)		○	
					維持管理計画書の作成		○	
					点検・検査計画書の作成		○	
					補修計画書の作成		○	
					大規模修繕・更新計画書の作成		○	
					環境保全計画書の作成		○	
					用役調達管理計画書の作成(年間・月間)		○	
					作業環境管理計画書の作成		○	
					資源物管理計画書の作成		○	
長寿命化計画の策定および見直し(注1)		○	○					
○			収集・運搬業務	収集・運搬	廃棄物の収集・運搬	○		
○			受入関連業務	搬出入管理	搬出管理(不適物混入防止の監視を含む)		○	
					搬入管理(不適物混入防止の監視を含む)		○	
					直接搬入ごみの受入		○	
				計量	車両の計量		○	
					計量記録の管理・整理		○	
料金徴収	料金徴収		○					
誘導	搬入出車両の誘導		○					
○			運転管理業務	運転管理	運転管理マニュアルの作成		○	
					運転管理、運転作業		○	
○			報告業務	各種報告	運転管理記録の作成・報告		○	
					契約に基づく報告書の作成と管理		○	
					点検・検査の報告(点検・検査結果報告書)		○	
					補修の報告(補修結果報告書)		○	
					大規模修繕・更新の報告(大規模修繕・更新結果報告書)		○	
					環境保全の報告(環境保全管理報告書)		○	
					作業環境管理の報告(作業環境管理報告書)		○	
					資源物管理の報告(資源物管理報告書)		○	
					市、各種関係団体への報告		○	
					市、各種関係団体への報告への協力		○	
					事故報告		○	
その他管理記録報告		○						
○			施設・機器の 維持・管理業務	施設・機器の 維持・管理	維持管理状況の監督・指導	○		
					施設管理		○	
					周辺施設・付属施設の保全		○	
					日常点検、定期点検、検査		○	
					設計図書等の施設情報の管理		○	
					各種データの管理		○	
					施設の清掃		○	
					緑化・敷地境界内の植栽関連業務		○	
					門扉管理		○	
					雨水管理		○	
					補修・更新	施設の改造・改良(注2)	○	○
						施設の補修および更新工事		○
						周辺施設・付属施設・外構施設の補修		○
				労働安全衛生・ 作業環境管理	各種体制・組織(防災管理体制・連絡体制を含む)の整備		○	
					安全衛生管理		○	
					作業環境管理		○	
					作業環境状況の確認	○		
				防犯・防災	防火管理(管理権限者、管理責任者(防火管理者)の配置)		○	
					防火管理(自主検査、火元責任者の任命、防火管理体制の整備)		○	
					緊急対応マニュアルの作成		○	
					施設警備・防犯体制の整備		○	

注1：受託者は必要な支援を行うものとする。

注2：市と受託者のいずれもが改良・改造の提案ができるものとするが、費用負担は市と受託者の協議による。

表 1.4 業務一覧表 (2)

対象施設			業務の範囲	市	受託者	
共通	ごみ焼却施設	リサイクル施設				
○			施設・機器の維持・管理業務	防犯・防災	施設の警備	○
					防災訓練の実施	○
				住民対応	住民対応	○
					住民対応の支援	○
				見学者対応	見学者(行政関係)対応	○
					見学者(市民等)対応	○
					見学設備・展示物の維持管理	○
				啓発施設等	啓発施設、市民活動施設の備品、展示物の維持管理	○
				精密機能検査	精密機能検査(注3)	○
				法定点検	法定点検の実施	○
立会、監視	モニタリング(立会、監視)	○				
	セルフモニタリング	○				
○	○		施設・機器の維持・管理業務	余熱利用業務	施設内への熱供給	○
					施設外への熱供給(注4)	○
					発電計画の策定および発電業務	○
					売電にかかる契約業務	○
					売電収入の受け取り先	○
○			その他	環境マネジメントシステムへの協力	○	
				電気・上下水道料金・都市ガスの契約業務	○	
				電気・上下水道・都市ガス料金の支払い業務	○	
				燃料・薬品類・その他副資材の調達・管理	○	
				備品・消耗品等の調達・管理	○	
				重機の点検・管理・燃料調達・確保(注5)	○	
				除雪	○	
				地域振興(注6)	○	
				施設運用上必要な保険への加入(市民総合賠償補償保険、建物総合損害共済)	○	
				施設運用上必要な保険への加入(その他必要な保険)	○	
○			環境測定・分析業務	環境管理(排ガスの分析を含む)・環境保全状況の確認	○	
				環境測定・分析(灰含む)の実施	○	
				法令に基づく検査・分析	○	
				協定に基づく検査・分析	○	
				作業環境管理に係る計測、分析	○	
				搬入物の性状分析	○	
				搬出物の性状分析	○	
○	○		残さ等の処分業務	焼却灰	焼却灰等の積込	○
					焼却灰等の最終処分場への運搬	○
					焼却灰・処理飛灰の最終処分およびリサイクル(契約業務・搬送・支払い)	○
				資源物	資源物管理計画等の作成	○
					資源化物の品質確保	○
					資源化促進業務	○
					資源化促進業務への協力	○
					資源物の保管、貯留	○
				不燃残さ	資源化物等の積込、搬出、運搬、引渡し	○
					不燃残さ等の保管・貯留	○
不燃残さ等の積込	○					
不燃残さ等の最終処分場への運搬	○					
処理不適合物	不燃残さの最終処分	○				
	処理不適合物の保管、貯留	○				
	処理不適合物の積込、運搬、引渡し	○				
				処理不適合物の処分	○	

注3: 契約期間内における最終の検査については、市が指定する業者により精密機能検査を実施するものし、市の費用負担とする。

注4: 将来、市が余熱を本市施設以外で利用しようとする際には、受託者は協力をするものとする。

注5: 当初必要な重機は市が受託者へ貸与する。それ以外に必要な重機の確保や更新については受託者の負担とする。

注6: 受託者は市が実施をする地域振興への支援や、市内での雇用確保や市内企業の活用に努めるものとする。

(1) 業務の概要

- 1) 受託者は、運転管理等業務を行う期間（以下「運転管理期間」という。）にわたって本施設の運転管理等を実施する。ただし、運転管理期間においても市が本施設を所有する。
- 2) 受託者は、本施設の運転管理等業務に必要な部品の調達を自ら行う。ただし、本施設の建設工事請負企業（以下「施工企業」という。）の製品（以下「特定調達品」という。）の調達等に際し、施工企業の協力を求めることができる。
- 3) 受託者は、現在運転中のクリーンセンター（以下「現施設」という。）の運転管理等業務を市職員および現施設の運転企業（以下、「現施設運転者」という。）から円滑に業務を引き継ぐために必要な準備を行う期間（以下「業務準備期間」という。）に、現施設運転者から当該業務の引継ぎを行うこととする。
- 4) 市は、受託者と協議の上、受託者が本施設に係る募集要項等の記載内容と本施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、この乖離に基づく費用負担等を受託者が市に請求できる合理的な期間（以下「乖離請求期間」という。）を設定する。

(2) 業務期間等

業務準備期間、乖離請求期間、運転管理期間および本件業務期間は、次のとおりとする。

- 1) 業務準備期間 : 平成 29 年 10 月 1 日（予定）～平成 30 年 3 月 15 日
- 2) 乖離請求期間 : 平成 30 年 3 月 16 日～平成 31 年 3 月 15 日
- 3) 運転管理期間 : 平成 30 年 3 月 16 日～平成 45 年 3 月 15 日
- 4) 本件業務期間 : 契約締結～平成 45 年 3 月 15 日

(3) 契約の形態

市は、受託者と本施設の運転管理等業務に関し、契約を締結する。

(4) 協定書の締結

市は、施工企業と本件業務の入札公告前までに特定調達品の調達等に係る協力事項および条件等を規定した協定書を締結する。

1.6 本件業務に関する主要なスケジュール

本件業務に関する主要なスケジュールの予定は、おおむね次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1) 実施方針の公表 | : 平成 28 年 12 月 |
| 2) 入札の公告 | : 平成 29 年 1 月 |
| 3) 落札者の選定 | : 平成 29 年 6 月 |
| 4) 契約締結の詰め協議 | : 平成 29 年 6 月～7 月 |
| 5) 契約締結および特別目的会社の設立 | : 平成 29 年 8 月 |
| 6) 業務準備の開始 | : 平成 29 年 10 月 |
| 7) 運転管理等業務の開始 | : 平成 30 年 3 月 |
| 8) 契約終了 | : 平成 45 年 3 月 |

1.7 法令等の遵守

受託者は、本件業務の実施に当たり、必要とされる一般廃棄物の処理および本施設の運転管理等業務に係る以下の関連法令等を遵守するものとする。

<主な関連法令>

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法
- ・ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律
- ・ 建築基準法、消防法
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法
- ・ 電気事業法、計量法
- ・ 県および市の条例
- ・ その他関連する法令、条例、規則、要綱等

1.8 施設の権利形態

本件業務を実施する範囲において必要な施設・設備等は、無償使用とする。使用できる設備等の詳細は要求水準書に示す。

1.9 地域への貢献

受託者は、本件業務の実施において市内での雇用確保や市内企業の活用に努める等、本件業務を通じて地域への貢献に配慮するものとする。

1.10 委託費の構成と算出方法

(1) 委託費の構成と算出方法

市から受託者に支払う委託費は、固定費と変動費を合算して算出する。

固定費は、委託費のうち、処理対象物の受入量に係わらず、本施設の運転管理等業務に伴って一定の費用が生じる固定的な経費をもとに算出する。

変動費は、委託費のうち、処理対象物の受入量に応じて必要とする費用が変動する変動的な経費をもとに算出する。

このことにより、委託費は、次式により算出する。

$$(\text{委託費}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費})$$

$$(\text{変動費}) = (\text{変動費単価}) \times (\text{処理対象物の受入量})$$

この場合、各費用の内容は次のとおりとする。

(委託費) (円)：市から受託者に支払う委託費

(固定費) (円)：処理対象物の受入量に関係なく支払う固定的な経費

(変動費) (円)：処理対象物の受入量に応じて支払う変動的な経費

(変動費単価) (円/t)：処理対象物の受入量、1t 当たりの変動的な経費単価

1) 固定費は、次の費用とする。

- ・人件費
- ・運転経費のうち電気料金等（基本料金）
- ・日常点検、定期点検
- ・本施設内の清掃管理
- ・本施設内の植栽管理、警備業務
- ・保険料等
- ・点検、大規模修繕費、その他固定的な経費

2) 変動費は、次の費用とする。

- ・運転経費のうち、電気料金（従量料金）、水道料金（従量料金）、ガス料金（従量料金）
- ・運転経費のうち、燃料、薬剤関係等、その他変動的な経費

委託費を構成する固定費および変動費単価は、1) および 2) の考え方にに基づき、受託者が入札時に提出した業務概要書における金額およびその計算根拠をもとに、具体的な数値を決定する。

(2) 委託費の支払方法

市は、委託費として固定費と変動費を受託者に月に 1 回支払うものとする。

1.11 委託費の見直し

本件業務期間における物価上昇率、為替変動等の変動する可能性のある経済的要素については、原則、次の考え方に従い、委託費へ反映させるものとする。

- ①変動要素の見直しは、翌年度委託費を設定する時期に行う。
- ②変動要素の見直しに関して、固定費および変動費単価ごとに±3.0%の許容範囲を置く。許容範囲については、初回は初期値を、以降は固定費および変動費単価のそれぞれの直近の見直し後の数値を基準とする。
- ③変動要素の見直し時点から、実際の委託費が支払われる時期までに大幅に乖離が生じた場合、市と受託者は協議により変動要素の見直しをすることができるものとする。

見直しに係る評価指標は企業物価指数等をもとに行うものとし、前年度の企業物価指数等をもとに、上記の各項目等について補正を行い、当該年度の委託費（固定費および変動費）を算出する。なお、受託者が合理的な評価指標を提示した場合は、市と協議のうえで見直しができるものとする。

2. 業務範囲

2.1 受託者が実施する主な業務の範囲

(1) 受託者が実施する主な業務の範囲

受託者が実施する主な業務の範囲は P3 図 1.1 のとおりである。

(2) 特別目的会社の設立

落札者の決定後、市と契約内容について合意した受託者は、速やかに特別目的会社を設立するものとする。

(3) 運転管理等業務の準備業務等

受託者は、業務準備期間開始までに、業務準備期間に行う本施設の視察および書類確認の計画書（以下「学習計画書」という。）を提出し、市の確認を受けるものとする。

また、運転管理期間開始までに、移行期間における引継ぎ計画書を作成するとともに、運転管理等業務に係る運営マニュアル、運転管理計画および大規模修繕計画に関する書類（以下「業務計画書」という。）を提出し、市に確認を受けるものとする。

この場合、学習計画書および業務計画書に記載すべき項目は、募集要項等に定めるところによるものとする。

(4) 本施設の運転管理等業務

1) 処理対象物の受入等

受託者は、処理対象物の受入および受入量の計量等を行うものとする。また、ごみの受入れに係る料金徴収の代行を実施するものとする。

2) 処理対象物の適正処理

受託者は、募集要項等に定めた環境関連の法規制や基準等および地元との協定を遵守し、処理対象物の中間処理を適正に行うものとする。

3) 運転管理

受託者は、本施設の運転管理を行い、市内から搬入された一般廃棄物を適正かつ確実に処理するものとする。

4) エネルギーの有効利用等

受託者は、廃棄物処理の過程で発生する熱エネルギーにより年間発電量が最大となるよう努めるものとする。また、消費電力を抑制するために、節電に努めるものとする。

5) 処理不適物の保管業務

受託者は、本施設において発生する処理不適物を本施設内の市が指定する場所に保管および貯留をするものとする。

6) 資源物等の引渡し

受託者は、本施設から発生する資源物等を対象物ごとに適正に委託業者もしくは運搬業者へ引き渡すものとする。

7) 業務活動に伴い発生する廃棄物の処理

受託者は、本施設の運転管理等業務の業務活動において発生する廃棄物を適正に処分するものとする。

8) 精密機能検査の実施

受託者は、自らの費用と責任において、本施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、3年に1回以上、本施設の機能状況等につき、第三者機関に委託することにより精密機能検査を委託するものとする。なお、契約期間内における最終の検査については市が指定する業者が精密機能検査を実施するものとする。

9) 許認可取得への協力および官庁等への各種提出書等の作成

受託者は、本件業務を実施する上で必要となる許認可等を取得するために必要な協力を行うものとする。また、本件業務期間中は官庁等に提出する提出書類等を作成するものとする。

10) 法定検査、各種分析の実施

受託者は、法令等で定める各種検査および分析を実施するものとする。

11) データの保管および報告書の作成等

受託者は、本施設の運転管理等業務に係る日報、月報および年報の作成、運転管理等業務における履歴情報およびコストデータ並びにその他市が業務監視を行うために必要なデータの保管および報告書の作成を行うものとする。

12) 本施設的美観保持

受託者は、清掃・緑地管理計画書を作成し、計画書に基づいて本施設および敷地の清掃、緑地管理、場内外壁の管理等を行い、美観を保持するものとする。

(5) 大規模修繕工事の実施

受託者は、大規模修繕計画に基づき、各種法令に照らしあわせて大規模修繕工事を実施するものとし、運転管理期間、および運転管理期間終了後の3年間においても、本施設の要求水準が満たせるように、適切に運転管理等業務を行うものとする。なお、当該大規模修繕工事を行わなくとも本施設の性能が満たせる合理的な理由を受託者が市に説明し、市が合意した場合には、この限りではない。

(6) その他付帯業務

1) 見学者および行政視察への対応

受託者は、本施設への一般見学者の対応を行うものとする。

2) 地元対応への協力

受託者は、市が行う近隣住民への説明会等への対応に協力するものとする。

3) その他

受託者は、運転管理等業務を、近隣等の生活環境および景観に配慮して実施するものとする。

(7) 業務期間終了時の取扱い

本件業務は、原則として本件業務期間終了をもって終了するものとし、受託者は、次期業者が円滑に運転管理等を行えるよう、受託者の責任のもとに引き継ぎを実施するものとする。

3. 入札参加資格等

市は、総合評価一般競争入札により落札者を選定する。

また、落札者の審査を行うため、草津市新クリーンセンター運転管理業者選定委員会を設置している。（「5.1 選定委員会の設置」を参照。）

入札に参加する単体企業または企業グループ（以下「応募者」という。）の入札参加資格要件等は以下のとおりとする。

3.1 応募者の入札参加資格

応募者は次の資格要件を全て満たさなければならない。なお、市は応募者の資格の確認を行うため、入札参加資格審査を実施する。

(1) 応募者の構成要件

応募者は、単体企業または複数の企業によって構成される企業グループとし、次の 1) から 7) の要件を満たすこと。

- 1) 応募者が企業グループの場合は、特別目的会社に出資をする企業（以下「構成員」という。）および必要に応じて特別目的会社に出資しない企業（以下「協力会社」という。）から構成されていること。
- 2) 応募者が企業グループの場合は、構成員のうち代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、代表企業が応募手続を行うこと。
- 3) 応募者が企業グループの場合は、構成員および協力会社が業務遂行上果たす役割等を明らかにすること。
- 4) 構成員または協力会社のいずれかが他の応募者の構成員または協力会社となることはできない。
- 5) 構成員または協力会社のいずれかが財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社および子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社（以下これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各企業は、それぞれ他の応募者の構成員または協力会社になることはできない。
- 6) 同一応募者は、複数の提案を行うことはできない。
- 7) 構成員または協力会社のいずれかが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団および同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者は、下記 1) から 5) の要件を満たすこと。なお、応募者が企業グループの場合は、全ての構成員および協力企業が次の 1) から 5) を満たすこと。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てををしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てををしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 3) 公告日から契約締結日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成 14 年 6 月 1 日制定）第 2 条および第 3 条または草津市物品関係指名等停止基準（平成 10

年4月1日制定)第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

4) 本件業務に関する市の支援業務を受託した中外テクノス株式会社および同関連会社である日本シーレーク株式会社、中外テクノスベトナム社と関係のある者でないこと。

5) 上記4)の関係のある者とは、次のアからエまでのいずれかに該当することをいう。

ア 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の規定による親会社をいう)

と子会社(会社法第2条3号の規定による子会社をいう)の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項または民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 応募者の登録要件および実績要件

応募者は、次の1)および2)の要件を満たすこと。なお、応募者が企業グループの場合は、全ての構成員は次の1)または2)のいずれかの条件を必ず満たすものとし、且つ企業グループとして次の1)および2)の要件を満たさなければならない。

1) 平成28年度において、草津市の入札参加登録に係る記のアまたはイに該当すること。

ア 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱(平成13年草津市告示第189号)に基づき、メンテナンス保安警備等の「一般廃棄物関係業」または「その他」に登録されていること。

イ 草津市物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成9年草津市告示第185号)に基づき、「その他役務提供」の「施設運営・管理」に登録されていること。

2) 地方公共団体が発注した連続燃焼式焼却施設(ストーカ式、100t/日以上)の施設に限る)を対象とした運転管理等業務の受託実績を元請として有していること。ただし、企業グループの元請としての実績は代表企業としての実績に限るものとする。

3.2 配置技術者の要件

受託者は、以下の技術者を本件業務期間にわたり配置できること。詳細は要求水準書に定める。

- ・廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し発電設備を有する全連続燃焼式焼却施設(ストーカ式)の運転管理業務の経験を有する者
- ・廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、破碎・リサイクル施設の運転管理業務の経験を有する者
- ・ボイラー・タービン主任技術者
- ・電気主任技術者

3.3 その他

(1) 応募者の制限

市は、応募者が本件業務の落札者として選定された後は、構成員および役割の変更、追加等は、市の承諾がある場合を除いて認めないものとする。

(2) 禁止行為

市は、応募者が実施方針の公表以降、落札者の選定までの間に委員会を構成する委員に対して、本件業務に係る働きかけをした場合は失格とする。また、このことが、落札者の選定以降に判明した場合にも失格とする。

4. 入札参加者の募集および選定に関する事項

市は、総合評価一般競争入札により応募者の中から落札者を選定し、必要な契約を締結する。

落札者選定の際には、あらかじめ設定した「落札者選定基準書」に従い、委員会において提案書等を審査し評価する。

4.1 入札参加者の募集および選定スケジュール等

本件業務における入札参加者の募集および受託者の選定スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| (1) 入札の公告 | : 平成 29 年 1 月下旬 |
| (2) 募集要項の公表 | : 平成 29 年 1 月下旬 |
| (3) 募集要項に関する質問締切 | : 平成 29 年 2 月上旬 |
| (4) 募集要項に関する質問の回答 | : 平成 29 年 2 月中旬 |
| (5) 入札参加資格審査申請書の受付締切 | : 平成 29 年 2 月下旬 |
| (6) 価格提案書・技術提案書・事業計画書の受付締切 | : 平成 29 年 4 月下旬 |
| (7) 非価格要素審査および価格要素審査、総合評価の実施 | : 平成 29 年 4 月下旬～ |
| (8) 落札者の選定 | : 平成 29 年 6 月上旬 |
| (9) 契約詳細の詰め協議 | : 平成 29 年 6 月上旬～7 月下旬 |
| (10) 契約の締結 | : 平成 29 年 8 月上旬 |

4.2 入札参加資格審査時の提出書類

応募者は、入札参加資格審査に当たり次の書類を提出する。各書類の詳細については募集要項に定めるものとする。

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) 参加資格を有していることを証明する資料一式（詳細は入札説明書に定める。）

4.3 入札参加資格審査合格後の提出書類

応募者は、入札参加資格審査合格後に、以下の書類を提出する。各書類の詳細については入札説明書に定めるものとする。

- (1) 技術提案書
- (2) 価格提案書

5. 審査および選定に関する事項

5.1 選定委員会の設置

市は、応募者からの技術提案書等の内容を専門的知見に基づいて審査をするため、表 5.1 に示す委員で構成する「草津市新クリーンセンター運転管理業者選定委員会」を設置する。

表 5.1 草津市新クリーンセンター運転管理業者選定委員会委員名簿

氏名	所属等
荒井 喜久雄	公益社団法人全国都市清掃会議 技術指導部長
金谷 健	滋賀県立大学環境科学部教授
田中 正志	公認会計士
吉原 福全	立命館大学理工学部教授

敬称略 50 音順

5.2 落札者の決定方法

落札者は、次の手順により決定する。

(1) 入札参加資格審査

入札参加資格審査は、市が、応募者から提出された「入札参加資格審査申請書」を基に、各応募者が参加資格要件を満たしていることを確認するものとする。なお、参加資格要件を満たすことが確認された応募者のみ、次段階の審査に参加できるものとする。

(2) 基礎審査

基礎審査は、応募者から提出された「技術提案書等」を基に、市が、要求水準書を満たしていることを確認する。

なお、要求水準を満たすことが確認された応募者のみ、次段階の審査に参加できるものとする。

(3) 非価格要素審査および価格審査

要求水準書を満たすことが確認された応募者を対象に、非価格要素審査および価格要素審査を実施する。審査は委員会が実施するものとする。

1) 非価格要素審査

非価格要素審査は、応募者から提出された「技術提案書」に基づき、「非価格要素点」を算定する。「非価格要素点」の算定方法や審査の内容等は「落札者選定基準書」に定める。

2) 価格要素審査

価格要素審査は、応募者から提出された「価格提案書」に記載された金額を、予定価格の範囲内であることを条件として算定式に基づいて点数化し、「価格要素点」を算定する。

(4) 総合評価

「非価格要素点」と「価格要素点」を加算して「総合評価点」を算出する。「総合評価点」の算出方法等については、「落札者選定基準書」に定める。

5.3 落札者の決定

市は、委員会による審査の結果、最も高い「総合評価点」を得た応募者を落札者として決定するものとする。

5.4 審査結果の公表

市は、落札者の決定後、落札者および審査結果(審査講評)を取りまとめて公表するものとする。

6. 落札者決定後の手続

6.1 特別目的会社の設立

- (1) 落札者は、速やかに特別目的会社（以下「本件会社」という。）を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として適法に設立すること。
- (2) 本件会社の設立および運営に関しては、以下に定める事項を満たさなければならない。
 - 1) 本件会社の本店住所地为滋賀県草津市とすること。
 - 2) 構成員の株式保有割合が、設立時から本件業務期間を通じて原則 100 分の 100 とすること。
また、代表企業の株式保有割合が、設立時から本件業務期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。また、代表企業が本件会社の株主総会における全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有すること。
 - 3) 本件会社の資本金の額は、収支計画等に基づき市と協議のうえで設定し、本件業務期間を通じてこれを維持すること。
 - 4) 事業契約上の市の本件会社に対する業務履行請求権を担保するため、本件会社の株式に対して市を担保権者とする第一順位の担保権を設定し第三者対抗要件を具備するために必要な措置をとるほかは、本件会社の株主は、原則として業務契約が終了するまで本件会社の株式を保有することとし、市の事前の書面による承諾なくして本件会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。
 - 5) 株主は、本件会社が債務超過に陥った場合または資金繰りの困難に直面した場合には、市と協議の上、本件会社への追加出資または劣後融資その他の本件会社に対する財政的支援措置を講じること。また、その他適切な支援措置を講じることにより、本件会社が本件業務における果たすべき債務を履行できるように努力をすること。
 - 6) 本件会社は他の債務を保証することはできない。また、市は本件会社に対し、決算報告を求め、本件会社の財務状況の確認を行うことができるものとする。
 - 7) 本件会社は、本件業務期間において、本件業務を実施するために必要となる人員を確保すること。

6.2 契約交渉

市と落札者は、市が公表する基本協定書（案）および事業契約書（案）を基に、事業契約の締結のために必要な調整を行うものとする。

(1) 基本協定書

基本協定書では、本事業の落札者が決定したことを確認し、事業契約の締結に向けて、市と落札者の義務を定めるとともに、本事業の円滑な実施に必要な諸手続を定める。

(2) 事業契約書

事業契約書では、市と落札者が公正な契約を締結し、相互に協力して本事業を円滑に実施するために必要な事項を定める。

なお、事業契約の締結によって、落札者を受託者として定めるものとする。

7. 受託者の責任の明確化等業務の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

7.1 基本的考え方

本施設の運転管理等業務上のリスク回避および防止に係る責任は、原則として受託者が負うこととし、市が責任を分担すべき合理的な理由がある事項に限って市が負うものとする。

7.2 予想されるリスクと責任分担

市と受託者のリスク分担は、原則として以下のリスク分担表によるものとし、その詳細については募集要項に定めるものとする。

表 7.1 リスク分担表（1）

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスクの負担者 (○印の方)	
			市	受託者
共通	計画変更	市が作成をした入札関係書類等の不備によるもの	○	
		市の事由による計画変更や事業内容の変更によるもの	○	
		受託者の判断の不備によるもの		○
	資金調達	受託者の業務の実施に必要な資金調達に関するもの		○
	契約締結	市の事由により、落札者と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
		落札者(受託者)の事由により、市と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
	政策変更(内容変更)	市の政策の変更による契約変更(本件業務に直接的影響を及ぼすもの)	○	
		国・県の政策変更等による契約変更(本件業務に直接的影響を及ぼすもの)	○	
	法令等変更	業務に直接影響を及ぼす法令等の新設・改正	○	
		上記以外の法令等の新設・変更		○
	第三者賠償	受託者が実施をする本件業務に起因する騒音・振動・臭気・地盤沈下等による場合		○
		受託者が実施をする本件業務に起因する事故等		○
		受託者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		その他の事由により第三者に損害を及ぼした場合の賠償(注1)	○	○
	責任限度	契約総額の定率		○
	履行保証	保険、保証金		○
	住民対応	業務内容等、業務そのものに対する住民反対運動、訴訟	○	
		受託者が行う本件業務に対する住民反対運動、訴訟		○
	調査内容に関するもの	市が実施した調査等によるもの	○	
		受託者が実施した調査等によるもの		○
	業務の中止・延期	市の指示等によるもの(注2)	○	
		市の債務不履行によるもの	○	
		施設の所有者として必要な許認可等の遅延によるもの	○	
		受託者が行う本件業務に必要な許認可等の遅延によるもの		○
		受託者の業務放棄、破綻によるもの		○
	環境保全	受託者が実施をする本件業務に起因して環境に影響を及ぼしたもの		○
		市の事由に起因して環境に影響を及ぼしたもの	○	
債務不履行	市による債務不履行	○		
	受託者による債務不履行		○	
土地の瑕疵	本件業務に起因する土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの		○	
	本件業務に起因しない土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○		
物価変動等	業務開始後の物価変動(注3)	○	○	
税制変更	受託者の利益にかかる税制変更		○	
	上記以外の税制度の変更	○		
金利変動	金利変動		○	
不可抗力	天災・暴動等自然的または人為的な事象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの(注4)	○	○	
計画	応募コスト	提案書作成の費用負担		○

注1：市の責めに帰す場合は市の負担とし、受託者の責めに帰す場合は受託者の負担とする。

注2：市の指示等による業務の中止・延期については、履行済み未払い分および中止等に伴って、受託者に生じる損害については市が負担する。

注3：業務開始後の物価変動等については、一定程度までの変動は受託者の負担であり、それ以上は市が負担する。

注4：不可抗力による各年度における費用負担については、受託者が加入する保険の範囲内において受託者が負担し、それ以上は市が負担する。

表 7.2 リスク分担表 (2)

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスクの負担者 (○印の方)		
			市	受託者	
運転管理	工事遅延	事業の対象となる施設等の建設工事の遅延	○		
	支払い遅延・不能	市の支払い遅延・不能に関するもの	○		
	ごみ量変動	ごみ量の著しい変動によるもの（受入廃棄物の量の変動に起因するもの）（注5）	○	○	
	ごみ質変動	計画ごみ質を超えるごみ質の変動（注6）	○		
		処理困難物による施設損傷によるもの（注7）	○		
	ごみ受入不可	施設の損傷・補修等によりごみの受入ができない		○	
	受入廃棄物の性状	受入廃棄物の性状に起因し適正に処理ができない	○		
	受入管理	本件施設へのごみの受入管理において、受託者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○	
		上記以外	○		
	仮置保管・代替処理	（注8）	○	○	
	運転管理等業務にかかる経費上昇	市の責に起因するものおよび不可抗力、物価上昇による経費の増大	○		
		上記以外の要因による経費増大		○	
	施設損傷	市および第三者に起因する事故および火災等の災害による施設の損傷（受託者の管理不備の場合は除く）	○		
		受託者に起因する事故および火災等の災害による施設の損傷		○	
	設備・部品の補修	-		○	
	要求水準の未達	要求水準の未達・不適合			○
		制度・法令改正等の規制強化による基準不適合		○	
		施設の瑕疵に起因する性能未達		○	
	安定稼働	受託者が実施をする本件業務に起因しない事由により、安定稼働、処理能力が確保できない		○	
	施設劣化	受託者の事由（適切な維持管理、運転業務を怠ったこと等）による施設の劣化			○
上記以外の事由による施設の劣化			○		
施設瑕疵	本件業務期間中における施設の瑕疵に係るリスク		○		
熱供給設備の維持管理	今後、余熱利用施設を整備した場合の余熱利用施設への熱配管取合点までの熱供給設備の維持管理			○	
情報流出	受託者の帰責事由による個人情報の流出			○	
	市の帰責事由による個人情報の流出		○		
改良保全リスク	施設の改良保全に起因するもの（注9）		○	○	
契約解除	-			○	
事業終了時	施設の健全性	本件業務期間終了時における要求水準の保持		○	
		本件業務期間終了後における要求水準の保持（注10）	○	○	
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、特別目的会社の清算手続きに伴う評価損益等			○
	施設の解体・撤去の取扱い	-	○		

注 5：ごみ量変動については、固定費および変動費の 2 料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、市と受託者の協議による。

注 6：ごみ質変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限り、ごみ質の変動による委託料等の見直しは行わない。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、市と受託者の協議による。

注 7：適正な受入検査を行っていた場合は市の負担とする。

注 8：市の責めに帰す場合や天災等の場合は市の負担とするが、受託者の責めに帰す場合は受託者の負担とする。

注 9：受託者からの改良保全提案により改良された設備、機器に対する責任は受託者とする。なお、改良保全提案の採用の可否は市が判断を行い、その場合の費用、委託費等への反映方法等については、市と受託者の協議による。

注 10：期間終了後の要求水準の保持は市の負担とするが、受託者は運転管理期間満了後の 3 年間は、本施設の要求水準が満たせよう本件業務を適切に実施するものとする。

7.3 業務実施状況の監視

(1) 基本的な考え方

市は、受託者による本件業務の履行状況が要求水準を満たしていることを確認するため、本施設の業務内容の監視を行う。また、受託者は、運転管理期間、および運転管理期間終了後において3年間は、本施設の要求水準を満たせるように、適切に本件業務を行うものとする。

本件業務の実施に関する考え方は、受託者が「学習計画書」および「業務計画書」に記載するものとする。

(2) 本件業務の監視に関する考え方

市と受託者は、毎年度本施設の維持補修の方法について協議を行うとともに、市は、維持補修の状況を確認し、必要に応じて業務計画書を本施設の現状に即した内容に改定するよう受託者に求めることができるものとする。

また、市は第三者機関に委託して本件業務の監視に関するアドバイスを求めることができるものとする。この場合、監視により確認された本件業務の状況については、原則として公開されるものとし、監視により業務契約で定められた要求水準を満たしていないと判断される場合には、市は受託者に改善を要求し、一定の猶予期間を設けた上で委託費の減額等の措置を受託者に対して講じることができるものとする。なお、上記においても改善が認められない場合は、市は受託者に対し契約解除を行うことができるものとする。

8. 業務計画または契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

市と受託者は、業務計画または契約の解釈について疑義が生じた場合、誠意をもって協議を行うことにより解決を図るものとする。

9. 業務の継続が困難となった場合における措置

9.1 基本的な考え方

本件業務は、基本協定書および事業契約書の諸規定に基づき、平成45年3月15日まで、運転管理等業務が適切に実施される必要がある。このため、事業契約書等には、本件業務期間において本件業務の継続が困難となった場合（受託者の経営破綻またはそのおそれが生じた場合等）の責任の所在を明文化するとともに、それらの規定に基づき、迅速かつ適切に対応するものとする。この場合、受託者がその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥ったときおよび受託者が再び業務を継続することが事実上不可能と認められるときを除き、市は受託者に対して一定の猶予期間を与え、業務遂行能力の回復を待つこととする。ただし、公共サービスに重大な遅延等のおそれがある場合または受託者の業務遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合は、市は、受託者との事業契約を解除し、本施設の運転管理等業務を実施する新たな受託者を募集することができるものとする。

9.2 契約保証金等

市は、受託者が業務の継続が困難となった場合、公共サービスに重大な影響を与えることから、あらかじめ契約保証金の額を設定し、事業契約を締結するに当たり、受託者に対して契約保証金等の納付を求めるものとする。なお、契約保証金等の詳細については、募集要項に定めるものとする。

9.3 その他

その他、業務の継続が困難となった場合の措置の詳細等は、募集要項に定めるものとする。

10. 法制上および税制上の措置並びに財政上および金融上の支援に関する事項

10.1 法制上および税制上の措置に関する事項

市は、法制上および税制上の措置の支援を予定しないものとする。

10.2 その他の支援

市は、国等が実施する法制上および税制上の措置並びに財政上および金融上の支援を受託者が受けられる場合は、支援が受けることができるように努めるものとする。

11. その他業務の実施に関し必要な事項

11.1 応募に伴う費用負担

総合評価一般競争入札への応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

11.2 実施方針に関する問合せ先

実施方針に関する問合せ先は以下のとおりとする。

草津市 環境経済部 廃棄物処理施設建設室

〒525-0043 滋賀県草津市馬場町 1200

T E L : 077-561-6517

F A X : 077-566-1694

e-mail : haiki@city.kusatsu.lg.jp

11.3 実施方針に関する質問期限

実施方針に関して質問がある場合は、平成 29 年 1 月 4 日（水）までに、上記、実施方針に関する問合せ先まで、メールで質問書を送付すること。質問書には、会社名、代表者名、質問事項を記載するものとする。

11.4 実施方針に関する質問回答

平成 29 年 1 月 13 日（金）までに、市のホームページに全ての質問に対する回答を掲載する。ただし、質問の内容が不明瞭なもの等、内容によっては回答しない場合がある。また、質問に対する再質問の受け付けは行わないものとする。

11.5 著作権

市は、著作権が応募者に帰属する応募資料について、公表等の必要がある場合は、著作権を保有する者の許可を得たうえで公表することができるものとする。この場合、著作権を保有する者は当該公表について最大限配慮することとする。

建設工事に係る仕様書については、草津市ホームページ【<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/>】の次の箇所に掲載している。

※「トップページ」⇒「くらし」⇒「環境・ごみ・リサイクル」⇒「ごみ処理施設」⇒「草津市立クリーンセンター更新整備事業」⇒「総合評価一般競争入札【草津市立クリーンセンター更新整備工事】」

用語の定義

No.	ページ	語句	略語
1	P1	草津市新クリーンセンター運転管理等業務	「本件業務」
2	P1	本件業務における対象施設	「本施設」
3	P2	受託者として選定された企業または企業グループ	「受託者」
4	P6	受託者が運転管理等業務を行う期間	「運転管理期間」
5	P6	本施設の建設工事請負企業	「施工企業」
6	P6	本施設の建設工事請負企業の製品	「特定調達品」
7	P6	現在運転中のクリーンセンター	「現施設」
8	P6	市職員および現施設の運転企業	「現施設運転者」
9	P6	本施設の運転管理業務を市職員および現施設の運転企業から円滑に業務を引き継ぐために必要な準備を行う期間	「業務準備期間」
10	P6	乖離に基づく費用負担等を受託者が市に請求できる合理的な期間	「乖離請求期間」
11	P9	業務準備期間における本施設の視察及び書類確認の計画書	「学習計画書」
12	P9	運転管理計画及び修繕計画に関する書類	「業務計画書」
13	P11	入札に参加する企業または企業グループ	「応募者」
14	P11	特別目的会社に出資する企業	「構成員」
15	P11	特別目的会社に出資しない企業	「協力会社」
16	P11	構成員から代表となる企業	「代表企業」
17	P11	構成員または協力会社のいずれかと財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社および子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社	「関係会社」
18	P17	(落札者が設立する)特別目的会社	「本件会社」